

北茨城市復興推進計画

令和元年10月15日
茨城県北茨城市

1. 計画の区域

北茨城市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日、東日本大震災により、本市は震度6弱の強い揺れを記録し、大津波により磯原町、大津町、平潟町を中心に市内全域が甚大な被害に見舞われた。特に津波被害では、5人の尊い命が奪われたほか、1人の方が行方不明となるなど人的被害が発生し、かつて本市では記録にない未曾有の大災害となった。

市民生活においては、生活の基盤となる住宅や宅地、さらには農林水産業・観光産業の地域産業にも大きな被害をもたらしたほか、企業の事業活動にも深刻な影響を与えた。

このような中で、本市の復興に向けて、中核的産業を担う企業の立地促進、体力強化に向けた支援を進め、市民生活の再建、地域産業の再生・活性化を促進し、雇用機会の拡充・安定した雇用を確保することを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進するため、本市の中核的産業である食料品製造業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に新たに立地するサラヤ株式会社（以下「対象事業者」という。）が本市中郷町の中郷工業団地において、食料品製品の製造能力の増強を目的とした製造工場増設等を行うために、必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

②貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

市における食料品製造業は、市内の製造業の従業員数において第5位の地位を占める中核的な産業である。また、本事業は、当市の食料品製造業における従業員数の20.5%を占めることとなる対象事業者が実施するも

のであり、100名の新規雇用創出が見込まれる。

したがって、本事業は、地域において大きな経済効果や雇用効果を創出し、目標に掲げた「市民生活の再建、地域産業の再生・活性化を促進し、雇用機会の拡充・安定した雇用を確保する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④利子補給の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社商工組合中央金庫
株式会社関西みらい銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市における食料品製造業の主要企業となる対象事業者が新たに工場を稼働させることで、地域産業の再生、活性化を促進し、雇用機会の創出に寄与することが期待される。また、製品出荷などにより輸送業などへの多面的な波及効果が見込まれることから、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県からの意見聴取を行った。

また、北茨城市、茨城県、株式会社常陽銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社関西みらい銀行及び対象事業者を構成員とする北茨城市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。